

第10回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要（確定）

日 時	平成 19 年 12 月 18 日（火） 16：00～19：00
場 所	滋賀県庁本館 4 - A 会議室（4 階）
出席者	委員：池田委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、林野主任主事 説明員：上田最終処分場特別対策室長、西山主査
傍聴者	非公開
次 第	1 開 会 2 議 事 （1）県の対応に対する評価の整理について （2）その他 3 閉 会
議事概要	<p>【会議の非公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会に引き続き、会議を非公開で行うことが決定された。 <p>【県の対応に対する評価の整理について】</p> <p>第 2 期（硫化水素発生から 4 項目の改善命令まで（平成 11 年 11 月～平成 13 年 12 月））および第 3 期（4 項目の改善命令から破産まで（平成 14 年～平成 18 年 6 月））の県の対応に対する評価の整理について、委員から主に次のような質問や意見が出された。</p> <p>硫化水素ガス発生後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この段階では、業者が違法行為をしている確証がないなかで硫化水素ガスが出てきたという状況であり、ある意味、ガス抜きとか、排水処理とか、そういう対処療法を行政指導していくのは割と理解できる。 ・住民の話や書籍では、最初、県に対する不信をつのらせたという事象だと思われ、個別的な対応があっても、全体を見据えた解決策は、ここではまだ十分に考えられていなかったと思う。その点が問題であったと指摘する必要があるのではないか。 <p>硫化水素調査委員会における対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会は、単に客観的な発生原因を突きとめるということのみならず、住民を安心させるという意味合いもあったと思うが、その点においては欠落しているところがある。住民を安心させるための情報公開や資料提供を行っていれば、そんなに不信感をつのらせることはなかったのではないか。 ・委員会の目的が事実解明にあるなら、それぞれの委員の意見は、政策的な判断でも何でもないわけであり、委員会を公開しても、委員が萎縮する必要性もないのではないか。 ・専門性から選んだ委員が、たまたま何らかの格好で RD 社とつながりがあるということが後で判明したことについては、やっぱり当初からの任命責任ということは言えないような気もする。

ガス化溶融炉導入反対に対する対応について

・住民は、自分たちの力でガス化溶融炉は住民運動で止めたという達成感があったと思うが、それは自分たちが達成したのであって、県庁は何も助けてくれなかったという点において、やはり県庁に対する不信感を増幅している側面があるということは認識する必要があるのではないか。

地下水および掘削委託調査に係る対応

・県が自ら調査を行った背景に、議会で処分場の実態の解明を求める請願が採択されたという事実も記載しておいた方がよいのではないか。

埋設ドラム缶の情報に対する対応について

・確かに証言を引き出すことへの努力も不十分だったかもしれない。結局は引き出せなかったから、何もしなかったことが、やはり住民の不信をかっていているということではないか。

・やはりこのことは産業廃棄物処理業者に対する基本的姿勢の問題につながるのではないか。当初は、RD社はある程度信頼が置ける会社という、そういう県の対応だったと思うわけだが、幾つもの不信感がつのような事態があったという話になれば、いつの時点からか疑いの目で見るといった対応が必要だったのではないか。このあたりも何かRD社を信頼しているような対応というように読み取れなくもない。

平成13年の産業廃棄物処理業の更新許可について

・廃棄物処理法の許認可は許可基準に適合すれば許可しなければならない羁束行為的なものであるということだが、許可に何か条件はついていたのか。

・(事務局) 特についていない。

・これまでの経緯もあったのであるから、何か条件をつけて許可をするという点も検討するとか、もう少し慎重であってもよかったのではないか。

平成13年の事業の全部停止処分について

・この件については、指導は徹底していたことになるのではないか。それで、事業の全部停止処分や特別管理産業廃棄物処分業の廃止届を出させたことは、以前に比べれば厳しい対応をしたと評価できる。

【その他】

・前回、今回の委員会での議論を踏まえて、個別評価案を整理し、次回の委員会は公開で実施することが決定された。

以 上